



65歳以上の皆様へ 令和6年度～令和8年度の介護保険料が変わります

介護保険制度は、高齢者の方などが、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための仕組みです。3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに合わせて変更します。

介護保険料は所得状況に応じて異なります

65歳以上の方の保険料は、介護保険のサービスに必要な費用をもとに決められます。令和6年度～令和8年度の基準額は、年額72,000円（月額6,000円）となります。介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

下妻市に必要な介護保険サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分 23% ÷ 下妻市の65歳以上の方の人数 = 下妻市の介護保険料基準額 72,000円（年額）

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285* (0.455)	20,520円 (32,760円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.485* (0.685)
第3段階		120万円超の方	基準額 × 0.685* (0.690)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下の方	基準額 × 0.900
第5段階		80万円超の方	基準額 × 1.000
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額	120万円未満の方	基準額 × 1.200
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.300
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.500
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.700
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.900
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.100
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.300
第13段階		720万円以上の方	基準額 × 2.400

※公費による軽減割合を適用した調整率です。（ ）内は、公費による軽減割合を適用する前の調整率と保険料になります。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、介護保険サービスの受給時に滞納期間に応じて給付の制限が行われます。

- 1年以上滞納.....介護費用をいったん全額自己負担しなければなりません。申請により7～9割分が後から戻ります。（償還払い化）
- 1年6ヶ月以上滞納...後から戻されるはずの給付費の一部または全部が一時的に差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料に充当される場合もあります。
- 2年以上滞納.....本来1～3割である自己負担割合が3割（自己負担割合がもともと3割の方は4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなるなどの措置がとられます。

令和6年度 下妻市の当初予算

令和6年第1回下妻市議会定例会で、令和6年度当初予算が決まりました。一般会計の予算額は186億8,000万円で、前年度比3.4%の増。特別会計と企業会計を合わせた予算の総額は311億8,216万円で前年度比2.4%の増となっています。

問 財政課

一般会計 186億8,000万円

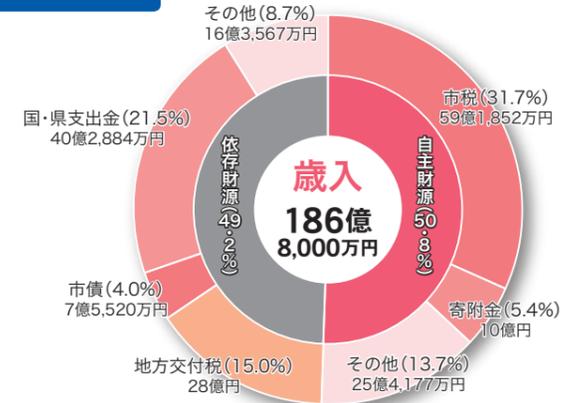
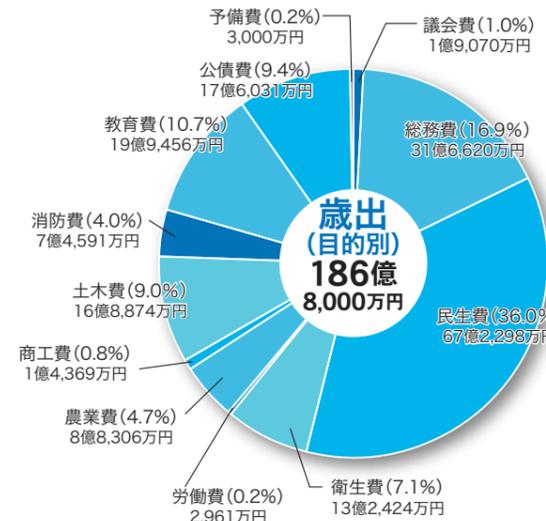


予算総額 311億8,216万円

一般会計 186億8,000万円
(前年度比3.4%増)
特別会計 94億5,500万円
(前年度比0.5%増)
企業会計 30億4,716万円
(前年度比2.4%増)

一般会計歳入歳出構成図

▶ 『目的別』は福祉や教育など、行政の目的に着目した歳出の分類です。

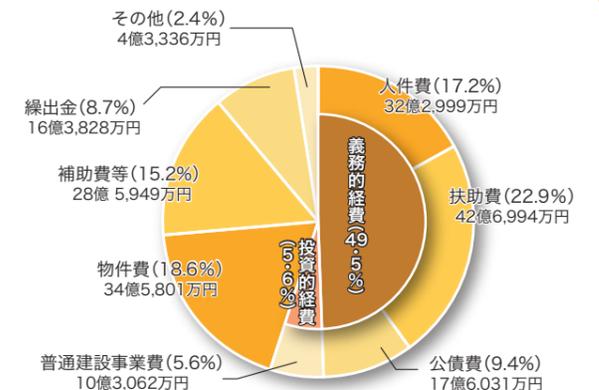


▶ 『自主財源』は、市が自主的に集めることができるお金のことです。『依存財源』は国や県の考え方を反映させ、決まった額を受け取るお金です。

▶ 自主財源が多いほど行政活動の自主性と安定性を確保できます。

歳出（性質別） 186億8,000万円

- ▶ 『性質別』は人件費や扶助費など、経費の性質に着目した歳出の分類です。
- ▶ 『義務的経費』は、議員の報酬や職員の給与、扶助費、市債の返済など、毎年必ず支出しなければならないお金です。
- ▶ 『投資的経費』は、道路や学校などの建設や大規模改修など都市基盤の整備にかかるお金です。



※詳しい内容については『予算特集号（5月10日発行予定）』に掲載予定です。